

第 8 2 号議案

ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 ふじみ野市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」に、「1 0 0 分の 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 6 2 . 5」に改める。

第 2 条 ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 6 7 . 5」に改める。

(ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年ふじみ野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「及び第 1 1 条」を「、第 1 1 条及び第 1 2 条の 4」に改め、同条第 4 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」に、「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」に改める。

第 4 条 ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

(ふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第 5 条 ふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年ふじみ野市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「別表」を「第 6 条及び別表」に改める。

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項中「前 5 条」を「前 6 条」に改め、同条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(期末手当の支給の特例)

第 6 条 第 2 条第 8 項及び第 5 条第 4 項の規定により支給する期末手当の額は、給与条例第 1 2 条第 1 項に規定する基準日の属する年度の 4 月 1 日において施行されている同条第 2 項に規定する方法により算出した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

人事院の給与改定に関する勧告等に鑑み、職員の期末手当の額等を改定するため、ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。